

平成 2 2 年 第 1 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成22年第12回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成22年12月14日(火) 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員長職務代理者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君
委 員 福 井 聖 子 君
委員(教育長) 森 田 雅 彦 君

1. 付議案件説明者

教育次長兼子ども部長 中 井 勝 次 君

教育推進部長
兼彩都地区小中一貫校開校準備室長 森 井 國 央 君

生涯学習部長 浅 井 晃 夫 君

教育推進部副部長
兼次長(教育政策・学校管理担当)
兼専任副理事
(学校等大規模改修事業担当) 稲 野 公 一 君

教育推進部次長
(学校教育・教職員担当)
兼教育推進部副理事 若 狭 周 二 君

教育推進部次長
(人権教育担当) 小 西 敏 広 君

教育推進部専任副理事
(小中一貫教育担当)
兼彩都地区小中一貫校開校準備室課長 樋 口 弘 造 君

子ども部副部長 藤 迫 稔 君

子ども部次長
(子ども政策・幼児育成担当)
兼子ども政策課長 千 葉 亜 紀 子 君

子ども家庭総合支援室長
兼子ども支援課長 中 井 正 美 君

生涯学習部次長	谷口あや子君
教育政策課長	菅原かおり君
学校管理課長 兼教育推進部参事 (学校等大規模改修事業担当)	岩永幸博君
学校管理課参事 兼幼児育成課参事	西川欣輝君
学校教育課長	南山晃生君
教職員課長	松山隆志君
教育センター所長	松山尚文君
人権教育課長	吉田功君
教育推進部専任参事 (学校等大規模改修事業担当)	山田省治君
幼児育成課長 兼教育推進部参事 (学校等大規模改修事業担当)	水谷晃君
子ども部専任参事 (子育て応援担当)	津田善寿君
子ども部専任参事 (青少年育成担当)	高橋正信君
子ども家庭相談課長	前田佳則君
生涯学習課長	阿部一郎君
文化スポーツ課長	前田一成君
生涯学習部専任参事 (生涯学習センター・公民館担当)	大浜訓子君
生涯学習部専任参事 (文化財保護担当)	河原弘明君
中央図書館長	江口寛君

1. 出席事務局職員

教育政策課担当主査	高橋勝代君
教育政策課	森貴美君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会委員長選挙の件
- 日程第 3 平成23年度(2011年度)箕面市立小・中学校教職員人事基本方針の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に係る協議の件
- 日程第 5 箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者の指定要請の件
- 日程第 6 箕面市立総合運動場指定管理者の指定要請の件
- 日程第 7 箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者の指定要請の件
- 日程第 8 財産取得要請の件
- 日程第 9 箕面市立小・中学校設置条例の改正要請の件
- 日程第 10 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例改正に係る意見提出の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会所管に係る平成22年度箕面市一般会計補正予算(第5号)の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 15 教育長報告

(午後2時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成22年第12回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、選第1号「箕面市教育委員会委員長選挙の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部

教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）： 本件は、現箕面市教育委員会小川委員長の委員長の任期が平成22年12月23日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により選挙を行う必要があるため、提案するものです。

委員長（小川修一君）： それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定に基づき、ここで委員相互で選挙をいたします。なお、これは、人事案件となりますので、同法第13条第6項の規定により非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： それでは、非公開といたします。また、委員相互での選挙といたしたいので、事務局の退席を求めます。

（事務局職員退席後、委員相互の選挙）

（事務局職員着席）

委員長（小川修一君）： ただいまより、委員会を再開いたします。

委員（白石裕君）： 選挙の結果については、私から報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項に基づき選挙の結果、指名推選により、小川修一委員に委員長をお願いすることになりました。

委員長（小川修一君）： それでは、選第1号を採決します。本件を選挙結果のとおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は選挙結果のとおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第3、議案第67号「平成23年度（2011年度）箕面市立小・中学校教職員人事基本方針の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。

教職員課長（松山隆志君）： 本件は、豊かな「育ち」と確かな「学び」を育む学校教育を展開し21世紀を担う人材を育成するにあたり、平成23年度（2011年度）箕面市立小・中学校教職員人事基本方針を決定する必要があるため、提案するものです。なお、本件は、大阪府教育委員会から通知があった大阪府公立学校教職員人事基本方針及び平成23年度公立小・中学校教職員人事取扱要領に基づき策定するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

教育長（森田雅彦君）： 補足させていただきます。今回、文言等の修正等はありません。なお、大阪府の管理職選考の制度を活用し、平成23年4月1日より、民間人校長1名を任用し、小学校への配置を予定しております。また、施設一体型の小中一貫校で、本市では2校目となる平成23年4月か

ら開校を予定している彩都の丘学園に対する異動調書の集約を、普段であれば、1月末に行うものですが、12月末に行い、新設校への人事配置を検討していきたいと考えています。

委員長（小川修一君）： 質問等はないようですので、議案第67号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第4、議案第68号「箕面市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に係る協議の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）： 本件は、箕面市が大阪府から権限委譲を受ける事務の一部を箕面市教育委員会に事務委任すること及び箕面市教育委員会事務局職員が現在補助執行している保育に関する事務を箕面市教育委員会に事務委任することについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、箕面市長から協議があったので、提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第68号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第5、報告第50号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者の指定要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部青少年育成担当専任参事に求めます。

青少年育成担当専任参事（高橋正信君）： 本件は、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者として平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間、財団法人大阪府青少年活動財団を指定しようとするものです。この選定については、本年8月に公募し、1団体の応募がありました。その応募に対し、箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会を設置し、その選定委員会で総合的に評価を行い、当該団体が箕面市立青少年教学の森野外活動センターの設置目的を最も効果的に達成できる団体であると判断したもので、地方自治法第244条の2第6項及び箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例第4条第4項の規定により、議会の議決を経る必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面

市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員(白石裕君) : 指定期間が従来5年でしたが、10年となりました。そのメリットを教えてください。

青少年育成担当専任参事(高橋正信君) : 今回の指定管理の応募の要件に、指定管理者が自分の施設として効率よく活用できるようにとして特別提案を設けました。通常の5年分の提案では、施設のシャワーの改修など、一部となりますが、特別提案では、さらにロッジのエアコンの設置や備品の改修など、市が本来行うべき箇所も10年間の利益によって、指定管理者自身が使いやすいよう、活動しやすいよう、また、利用者に対しても、効率よく利用していただけるように、いろいろな提案をいただき、その効果を5年と10年で比較し、判断しましたところ、10年間の指定によって、施設がよくなると判断したため、10年としました。

委員(白石裕君) : 施設を使いやすくするように、指定管理者自身の責任で改修するとして10年となったのですね。

青少年育成担当専任参事(高橋正信君) : 本来でしたら、複数の業者で順位方式で、いろいろな提案を受けたかったのですが、応募が1団体だったので、総合評価で数々の提案を受けて、ふさわしいかどうかを選びました。今後、施設が改修され、利用人数が上がり、その10年後の指定管理者の応募に複数の団体があれば、特別提案をいただいて判断していきたいと考えています。

委員長(小川修一君) : 指定管理者制度になってからの利用率はどうなっていますか。

青少年育成担当専任参事(高橋正信君) : 5年前に指定管理者制度を導入しました。利用者数は、市直営の際には1万人程度でした。その後、3年間の委託、さらに5年間の指定管理を経て、現在の利用者数は、2万人を超える利用者数となっています。昨年度は、新型インフルエンザの影響などもあり、1万9千人程度に落ちましたが、今年度は2万人を超える予想です。自主事業も、子ども向けや幼児向けをいろいろと計画していただき、継続的に幼児でもキャンプ場で宿泊できるような楽しい計画をしていただいております。利用率は伸びています。日帰りの利用者が増えていることもあります。また、今回提案いただいたロッジにエアコンを設置することで、猛暑の夏でもファミリーが宿泊しやすくなる利点もありますので、今後、利用者が増える可能性も十分考えられます。ただ、キャパが限られていますので、2万人というのは、夏の利用者としては、いっぱいに近い状態ですので、数はそれほど伸

びないかもしれませんが、単位としては家族や幼児が増える可能性は期待しています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第50号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第6、報告第51号「箕面市立総合運動場指定管理者の指定要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部文化スポーツ課長に求めます。

文化スポーツ課長（前田一成君）：本件は、箕面市立総合運動場の指定管理者として平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間、ミズノグループを指定しようとするものです。この選定については、本年8月に公募し、4団体の応募がありました。その応募に対し、箕面市立総合運動場指定管理者候補者選定委員会を設置し、その選定委員会で総合的に評価を行い、当該団体が箕面市立総合運動場の設置目的を最も効果的に達成できる団体であると判断したもので、地方自治法第244条の2第6項及び箕面市立総合運動場条例第4条第4項の規定により、議会の議決を経る必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（福井聖子君）：この場合は、株式会社が指定管理団体ですが、NPO法人などの法人の場合は、利益をさらに事業の拡大に使うことになりませんが、民間会社の場合は、利益を自分たちで利益配分する仕組みになっていると思います。その点についてどう考えていますか。

文化スポーツ課長（前田一成君）：企業に対してヒアリングを行う際に、利益還元については、利用者もしくは行政に還元していくこと、公共施設である性格を考えながら、利用者還元を考えていくと、ミズノグループからは聞き取りました。

委員（福井聖子君）：要するに、ミズノグループは、収益はすべて市民に還元することでよいと言っているのですか。会社としては納得していると理解してよいのですか。

文化スポーツ課長（前田一成君）：ヒアリングの段階で、備品や施設修繕

に、出た収益を充当していきたいとの提案がありました。

委員（白石裕君）：こちらも指定期間が5年から10年となっています。以前は改修で期間を要するために10年必要だとの説明でしたが、この場合のメリットはどうなりますか。

文化スポーツ課長（前田一成君）：総合運動場も施設に対する設備投資が一番大きな特別提案となりました。具体的には、トレーニングルームのリニューアルやLED蛍光灯や駐車場の整備、第一総合運動場テニスコートの人工芝生化など、設備に対して投資していきながら、施設の利用率や利用者サービスの向上、施設の最大活用を図っていくため、5年ではなく、10年間の特別提案が出てきました。

委員（白石裕君）：指定管理については、市から指定管理料を払い、これで基本的に運営を行いますが、この場合は、利用者に負担を求めることを株式会社なので、当然されるかもしれませんが。そうすると、修繕に係る費用は指定管理料に入っているのですか。それとも、利用者からの料金から充てられるのですか。

文化スポーツ課長（前田一成君）：当然設備に対する投資がありますが、収支計算として、利用料金でプラスマイナスゼロ、もしくは若干の収益が出る計算をしています。市からの金額9千5百万円は当然、そのような計算がされたうえでの結果であると考えています。

委員（坂口一美君）：野外活動センターについては、3年の委託、5年の指定管理の経過の中で、利用者数やサービスの向上を図ってきたのですが、野外活動センターでも、この総合運動場でも、10年間の指定管理での評価をするシステムはどうなっていますか。

文化スポーツ課長（前田一成君）：指定管理者からは毎年、事業報告がされます。その報告の内容について、評価を行います。それで、指定管理者の状況を確認します。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第51号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第7、報告第52号「箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者の指定要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習センター・公民館担当専任参事に求めます。

生涯学習センター・公民館担当専任参事（大浜訓子君）：本件は、箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者として平成23年4月1日から平成

33年3月31日までの10年間、箕面都市開発株式会社を指定しようとするものです。この選定については、本年8月に公募し、2団体の応募がありました。その応募に対し、箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者候補者選定委員会を設置し、その選定委員会で総合的に評価を行い、当該団体が箕面市立箕面文化・交流センターの設置目的を最も効果的に達成できる団体であると判断したもので、地方自治法第244条の2第6項及び箕面市立箕面文化・交流センター条例第4条第4項の規定により、議会の議決を経る必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員(白石裕君) : 私は、公金の透明性は非常に大事だと思います。ですから、この件についても5年から10年にしたメリットと、この株式会社については、箕面市と関連のある業務を行っていると聞いていますが、そうになると、指定管理者制度になじむのか、法的問題がないのかが、気になるのですが、いかがですか。

生涯学習センター・公民館担当専任参事(大浜訓子君) : 期間を10年にした点については、今回の公募に当たり、5年間の基本提案に加え、施設の最大活用について期間と内容を含めた特別提案を併せて公募しました。箕面都市開発株式会社からの特別提案は、施設改修などのハード面はなく、運営面での提案がいくつか出ていました。今回、協議の中で、特別提案のうちの二つを実施していただく方向で話を進めています。一つ目は、毎週木曜日が休館日となっておりますが、サンプラザ1号館は商業施設が1階、2階に入っており、その商業施設が半数程度開店されているため、多少人が出入りされています。今回、木曜日も開館することで、来館者に最大に使っていただけるようにとの提案でした。二つ目は、今まで運営をしてきて、利用者アンケートなどにより、簡単に打ち合わせをするための小会議室的なものが欲しいとの要望があったことから、3階の多世代交流スペースに簡単に仕切りをした小会議スペースを4ブース分整備するという提案です。年中無休とすることや小会議ブースを設置するとなると、人件費や設備費用がかかるのですが、基本提案の中で示した金額で、投資はするが、利用率を上げる努力によって、10年間の後半で回収が可能であろうということで、10年間の提案を受けることで現在、協議しています。もう一つ、箕面都市開発株式会社については、箕面市が株主として出資している会社ですが、一般株式会社として、公

の募集については、特に考慮することなく、提案された内容により、選定しました。従来も箕面都市開発株式会社が指定管理者でした。法的な問題はありません。

委員（白石裕君）： 箕面都市開発株式会社は、箕面市と特定調停中であると聞いていますが、その点はどのようなのですか。

生涯学習部次長（谷口あや子君）： 特定調停とは、民事調停の特例法です。それに基づく民事調停手続きであり、特定債務者の経済的な再生に資する観点のものです。募集要項では、「会社更生法、民事再生法等に基づく更生、または、更生手続きをしているものは応募できない」と規定していますが、今回の特定調停に関しては、会社更生法に基づく特別清算ということではありませんので、今回の応募資格の欠格事項には該当しないということです。

委員長（小川修一君）： 今回3点とも、指定管理期間が長くなってきますと、マンネリのような形が出てこないとも限らない。現在のところ、行政のシステムとして定着し、良いところが発揮されているとして、心配はないのですが、この制度を取り入れていくことでの今後の課題としては、指定管理者の努力や行政としての見直しなど、この制度が生かされるようにしていく必要があるかと思います。もっと指定管理者制度が広がっていく可能性があるので、先進的な実践の見通しも我々が気をつけなければならないと思います。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第52号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第8、報告第53号「財産取得要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部彩都地区小中一貫校開校準備室課長に求めます。

彩都地区小中一貫校開校準備室課長（樋口弘造君）： 本件は、彩都地区の小中一貫校の学校用地を独立行政法人都市再生機構から取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項に規定する申出を箕面市長に行う必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第53号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第9、報告第54号「箕面市立小・中学校設置条例の改正要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）： 本件は、箕面市立彩都の丘小学校及び箕面市立彩都の丘中学校を平成23年4月1日付けで開校するため、箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第54号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第10、報告第55号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例改正に係る意見提出の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）： 本件は、平成22年度人事院勧告の内容を踏まえ、箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する手続きに準じて、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の作成に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により箕面市長から意見照会があり、回答する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第55号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第11、報告第56号「箕面市教育委員会所管に係る平成22年度箕面市一般会計補正予算（第5号）の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）： 本件は、平成22年度当初予算編成以降に確定した国・府からの委託事業や事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成22年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第56号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第12、議案第69号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」及び、日程第13、報告第57号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」は関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）： 議案第69号については、職員の人事発令について、退職及び分限休職を発令する必要があるため、提案するものです。また、報告第57号については、分限休職及び異動について発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、議案第69号及び報告第57号を採決いたします。議案第69号については原案どおり可決し、報告第57号については報告どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、議案第69号については原案どおり可決され、報告第57号については報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第14、報告第58号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(菅原かおり君) : 本件は、去る11月9日に開催された平成22年第11回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第58号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 続いて、日程第15「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長(森田雅彦君) : (議案書83頁から報告)

平成22年度第4回(臨時)豊能地区教育長協議会について

11月12日に豊中市教育センターで開催されました。教員の人事権移譲について、11月5日に開催された第5回プロジェクト会議の審議内容についての報告があり、中間まとめ案の中で課題となっている教員採用の方法等について論議・調整し、12月19日に開催される3市2町市長・町長、教育長会議で最終確認することといたしました。

平成22年度大阪府都市教育長協議会秋季研修会について

11月17日に阪南市商工会館で開催されました。竹若会長から、全国の理事会において、国の教職員定数改善計画(案)が示され、長く続いた40人学級編成から35人編成に8年間かけて移行することになったが、特別枠

で予算計上されたことには、少し不安が残る旨の話がありました。また、特別支援教育について、「インクルーシブ（共生教育）について総論や就学方法が示された。大阪ではこれまでから進めてきたが、人的・物的支援が必要である。」と話をされました。その後、大阪府教育委員会橋本教職員人事課長から教職員人事権移譲の豊能地区での中間まとめ案について資料をもとに説明がありました。各教育長からは、権限移譲にあたっては、大阪府がどれだけ人的・物的支援をするかが今後のポイントとなり、その状況を見ながら検討したいとの意見が出されました。講演会では、阪南市狙来教育委員長・潮音寺住職より「日常のなかの仏教用語」というテーマで、普段聞けない仏教にまつわるお話を聞くことができました。なお、視察については、鳥取漁港のヒラメ等の養殖事業、耐震化のため立替を行っている鳥取中学校を見学しました。

第16回障害者政策研究全国集会について

12月5日に東京、早稲田にある戸山サンライズで行われました。課題別セッション3において、これまでの箕面市における支援教育（障害児教育）の取組について報告をしました。現在、国において「障害者制度改革推進委員会」を立ち上げ、6月には中間まとめが出されたところです。この制度改革委員会には、倉田市長も就学部会に委員として参加されており、9月には内閣府・東制度改革推進室長が本市を訪問され、中小学校における支援教育や医療的ケアの取組を視察されました。そのようなことを受け、今回の報告となったわけですが、他市に先駆けて、昭和28年に箕面小学校に「知的障害児学級もみじ学級」が設置され、それ以降、障害のある子どもの保護者の方々と教職員、そして行政が「ともに学び、ともに育つ」ということを大切に、すべての子どもたちが地域の学校で学べる環境の整備を時間をかけて進めてきたことについて報告の準備をする中で私自身も勉強をさせていただきました。全国的にはほとんど進んでいないインクルーシブ教育を進めるには、国の人的支援や環境の整備、そして支援教育に携わるすべての教職員の研修の大切さ等を強調してきました。

平成22年第4回箕面市議会定例会について

11月30日より12月21日の会期で開催されており、12月2日には、文教常任委員会が開催されました。条例として議案提出している教学の森野外活動センター、市立総合運動場、市立箕面文化・交流センターの指定管理、彩都の丘学園小学校、中学校の名称などを中心に論議いただきました。主な質問事項につきましては、議案書に掲載しているとおりです。

教育推進部について

就学・就園時検診を11月1日より、ライフプラザ等の会場で6回にわたって実施しました。学校保健安全法に基づき、来年4月に小学校、幼稚園に

入学・入園を予定している児童・園児を対象に、学校園医の先生方の協力をいただき、心身の状況等を把握し、今後の健康管理・保健指導に生かすために実施しています。なお、今年度より新たに視力検査も実施しました。

11月14日、第1回「箕面・世界子どもの本アカデミー賞・授賞式」をメイプルホールにおいて約650人のみなさんの参加で大変好評のもとに開催することができました。昨年子どもたちが良く読んだノミネート作品のなかから子どもたちの投票で選ばれた5つの賞に、作家の田島征彦さん、あさのあつこさん、中川大輔さん、また関係出版社の方々に参加していただきました。司会、進行も子どもたちが行い、受賞者の皆さんには手作りのオスカ―像の授与を行いました。また、当日は都合で出席いただけなかった地元箕面市の作家である富安陽子さん、また杉山亮さんに昨日までの間、オーサービジットを行っていただきました。

子ども部について

11月1日と22日に「体力向上研修会」を民間、公立が協力して就学前の子どもたちの体力づくりのプログラムを作成するため、武庫川女子大学の崎山ゆかり先生を講師にお願いし、ワークショップをしながら、実施しました。「日常の保育のなかに体づくりのための動きをどう取り入れるか」をポイントに内容作りを行っています。

11月13日には、第29回「青少年弁論大会」を箕面ライオンズクラブとの共催で箕面文化・交流センター大会議室において開催し、市内の公立中学生28名が参加、自分の考えや想いを発表してくれました。今回は、市内在住のアナウンサー関純子さんも特別ゲストとして参加していただき、人前で話し方を題材にミニ講演も行っていました。最優秀賞は、第六中学校3年森藤碧さんの「命の灯りを点して」、優秀賞には、第六中学校2年平井穂乃香さんの「私の夢と自己表現」、第六中学校3年田尻将さんの「笑顔」聖母被昇天学園2年石塚日菜乃さんの「祖母の介護を通して学んだこと」でした。市内すべての中学校から参加がありましたが、最優秀賞から優秀賞までを占めた第六中学校の素晴らしい発表が目立ちました。なお、小川委員長も審査委員長として出務いただきました。

生涯学習部について

11月24日に第3回箕面森町妙見山麓マラソン大会の実行委員会がスカイアリーナで開催されました。今回は、他市のマラソン大会やスポーツイベントとの重なりを避けるため、開催日を11月から2月に戻し、2月13日に実施することになりました。とどろみの森学園をスタート地点とし、3キロメートル、5キロメートル、10キロメートルの3つのコース設定があり、自分に合ったコースを選び、ゴールの東ときわ台小学校まで楽しく走って欲しいものです。なお、今回、初めての試みとして、ゲストランナーとして東

京国際女子マラソン大会優勝など、マラソンランナーとして大変有名な谷川真里選手にお願いしています。

委員長（小川修一君）： ご質問、ご意見はありませんか。

委員（坂口一美君）： 障害者政策研究全国集会の件でお聞きします。大阪、特に、箕面市は、障害児の施策については、他の市町村からしたら、羨望のまなざしで見られていて、かなり多くの方が箕面市を目指して引越しをされているなど、保護者から聞きます。中学生の放課後の居場所などについての今後の保護者と行政と一緒に、シチズンシップで行っていこうという話を今日、保護者の方からお聞きしたのですが、そのような中学生に対する施策として、この会議で論議や、政策の挟間についての課題などがこの会議であったのかをお聞きしたいのですか。

教育長（森田雅彦君）： 80分間のセッションで、こちらの報告が50分、約20分あまりの質疑応答だったのですが、全国的にこのような「ともに学び、ともに育つ」内容が実施されていない。なぜ、そこまで進んでいるのか、という質問がほとんどでした。ですので、委員がおっしゃった様々な課題が、たくさんあるのですが、そのような質問はありませんでした。しかし、中学校を卒業してから高校への進路や就職についてどうしているのかという質問はありました。

委員長（小川修一君）： 以上をもちまして、本日の会議日程は終了しました。各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議日程はすべて終了し、付議された案件、選挙1件、議案3件、報告9件はすべて議了しました。

委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成22年第12回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後3時42分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

白石 裕